

機構から物品購入・役務等契約を受注するまでの手続き

1 有資格業者名簿への登録

独立行政法人都市再生機構が発注する物品、設備等の購入契約、製造契約、売払契約その他の契約（工事の請負、測量、土質調査及び建設コンサルタント等業務に係る請負又は委託契約を除く。）の受注を希望する者は、機構の各支社等（本社、宮城・福島震災復興支援本部、岩手震災復興支援本部、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部、首都圏ニュータウン本部、中部支社、西日本支社、九州支社の9本部等）ごとに作成する「物品役務等登録業者名簿」に登録する必要があります。

この「物品役務等登録業者名簿」は、2年ごとに更新しておりますので、登録を希望する者は、更新時に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を本店所在地区の機構支社等に提出して下さい（1回の提出で複数支社の登録が可能です。）。機構では、提出された申請書について審査の上、「物品役務等登録業者名簿」に登録します。

また、随時登録も可能です。

「一般競争（指名競争）参加資格申請書」及び申請の方法については、当機構ホームページに掲載してあります。

ホームページアドレス：<http://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

2 発注情報

発注ごとに官報や発注支社等のホームページ、事務所内掲示板に「入札公告」を掲載しますのでご覧下さい。

競争参加資格は、「入札公告」に記載されていますが、「物品役務等登録業者名簿」に登録されていることが前提になります。

3 契約の締結

(1) 契約の成立

契約は、契約書に落札者及び機構双方が調印したときをもって成立します。

(2) 契約書の提出期限

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければなりません。

落札者がこの期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがあります。

4 契約の履行

契約の締結が完了すれば、当該業務の契約履行義務が生じます。契約書や仕様書等に従い、契約を履行しなければなりません。